

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 トーニチコンサルタント
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 横井 輝明
(3) 住所 東京都渋谷区本町一丁目 13 番 3 号

- 2 指名停止措置期間 令和 8 年 1 月 28 日 ~ 令和 8 年 4 月 27 日
(3 か月)

3 事案の概要

株式会社 トーニチコンサルタントは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 12 月 19 日に公正取引委員会から、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 5（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表第 2 5 >

措置条件	期間
5 上記以外の建設工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か月以上 24 か月以内